

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 6 月 5 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
市道	東 3 - 370 号線	新潟市東区豊一丁目 123 番 35 地先から 新潟市東区豊一丁目 1114 番 2 地先まで	平成 2 1 年 6 月 5 日
市道	東 3 - 623 号線	新潟市東区河渡庚 289 番 2 地先から 新潟市東区河渡庚 264 番 15 地先まで	
市道	東 5 - 139 号線	新潟市東区中興野 106 番 1 地先から 新潟市東区中興野 107 番 1 地先まで	
市道	東 5 - 150 号線	新潟市東区中興野 107 番 1 地先から 新潟市東区中興野 98 番 1 地先まで	
市道	東 6 - 166 号線	新潟市東区竹尾字前沢 626 番 7 地先から 新潟市東区竹尾字前沢 673 番 10 地先まで	